

## 1、基本チェックリスト申請による「事業対象者」支援 実施手順

相談から介護予防ケアマネジメントまでを以下の流れで支援します。

### ①相談（聞き取りと説明）

利用者の意向確認、総合事業、要介護認定等の説明をする。  
**「判断基準」(資料1裏面)**を利用し、基本チェックリストの申請対象者となるか判断する。基本チェックリストを実施しても、相談の結果、一般介護予防事業のみの利用や他のサービス利用、要介護認定申請につながる場合は基本チェックリストの提出は必要ない。

### ②基本チェックリストの実施および申請

**申請用基本チェックリスト**（署名捺印欄のあるもの）（**様式①**）に本人が記入。必要時**「基本チェックリストの考え方」(様式②)**を参考に理解を促し判断してもらう。市高齢福祉課に本人が来所して実施。担当する地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業所が実施し、高齢福祉課に提出することも可能。

### ③介護予防ケアマネジメント依頼届出書の受理

基本チェックリスト結果が該当（**参考：様式③**）となり介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合、利用者は市高齢福祉課に**介護予防ケアマネジメント依頼届出書（様式④）**を提出する。（介護保険被保険者証も提出のこと）

### ④被保険者証の発行

事業対象者の旨を記載した被保険者証を利用者宅に郵送する。（目安：休日・祝日を除く1週間程度）（事業対象者の有効期間はない）

### ⑤基本チェックリスト結果の共有

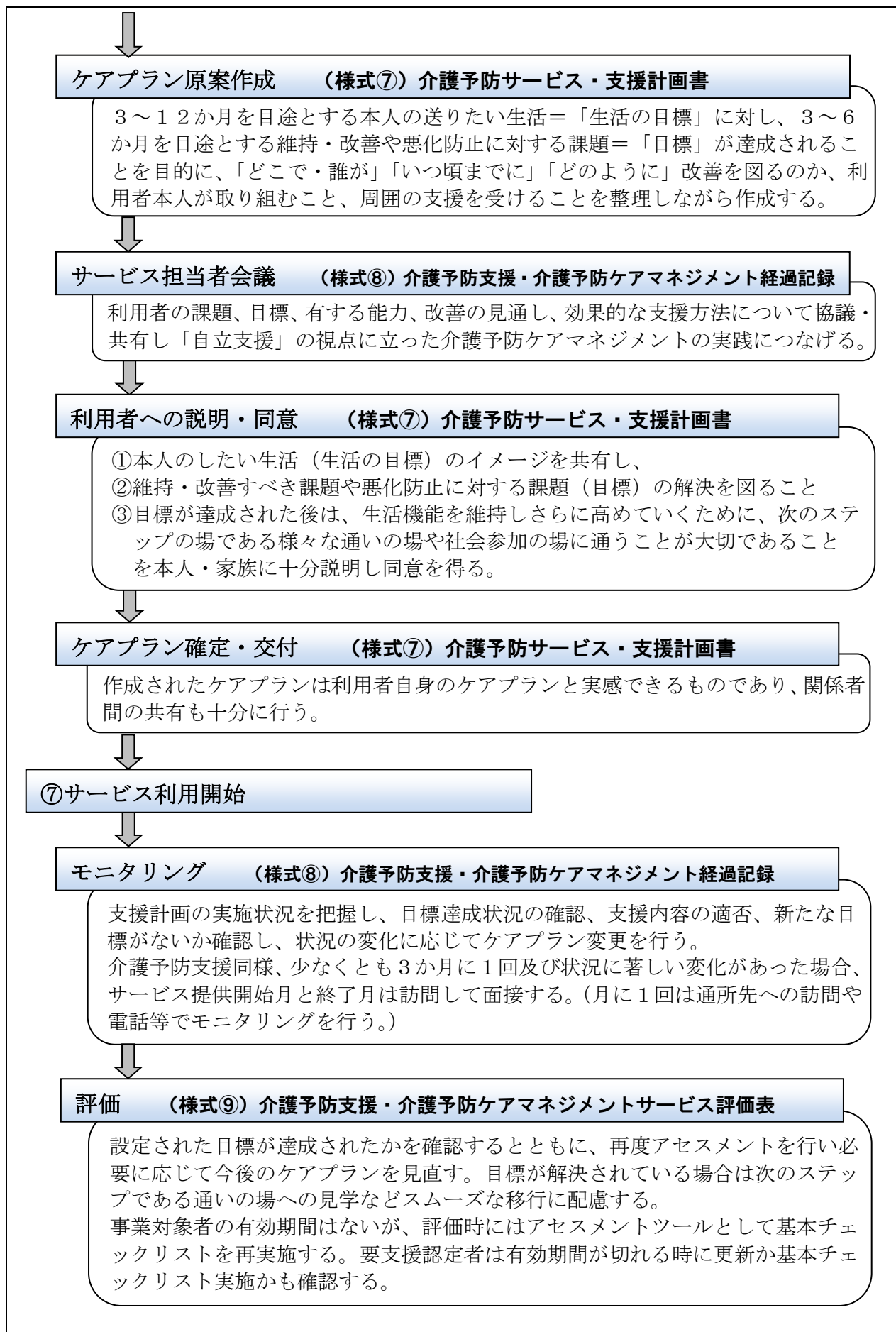
高齢福祉課で受理した基本チェックリストの写しを担当となる地域包括支援センターに送付し共有する。

### ⑥介護予防ケアマネジメント（利用者と地域包括支援センターとの契約に基づく） <ケアマネジメントA＝介護予防支援相当>

利用者・家族との面談により実施。本人や家族が地域とともに築いてきた強みに着目し、本人の意欲に働きかけながら目標指向型のケアプランを作成し「できることはできるだけ本人で行う」という行動変容につなげる。

### アセスメント（課題分析）

基本チェックリスト結果や**興味・関心チェックシート（様式⑤）**を本人に記入してもらい、**意欲につながる目標設定のためのアセスメント**に活用する。事業対象者には主治医意見書がないため、治療中の病気の有無、病名、処方薬等の内容も本人や家族から聞き取るとともに、必要に応じて主治医との連携もとりながら、利用するサービスによって留意事項を聞き取っておくことも必要。



## 2、実施時の注意事項等

### ①介護認定申請案内または基本チェックリスト案内「判断基準」の活用

相談受理時、利用者の困りごとや意向などを確認し、要介護（要支援）認定申請や他の福祉サービス等の紹介を含め、適切なサービスにつなぎます。基本チェックリストの対象者となるかは「判断基準」（資料1裏面）を参考にします。基本チェックリスト（様式①）は、要介護（支援）認定申請をせず「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合、申請書として提出していただきます。

### ②基本チェックリストについての考え方、該当要件

質問項目の趣旨、考え方及び該当基準は、「基本チェックリストについての考え方」（様式②）「基本チェックリストによる生活機能低下該当要件」（様式③）に沿って実施します。

高齢福祉課に本人が来所して実施しますが、担当する地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業所が実施することも可能です。その場合、本人に記入してもらい、本人の能力を確認するアセスメントツールとして実施して下さい。

### ③介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出について

基本チェックリスト結果で事業対象者となった方が介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、担当地区の地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受けることを確認し、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」（様式④）を市高齢福祉課（19番窓口）に提出してもらいます。

介護予防支援と同様、家族や地域包括支援センター等による代理提出も可能です。

### ④被保険者証について

基本チェックリストにより事業対象者となった方には、「要介護状態区分等」欄に事業対象者の旨が記載された被保険者証を自宅に郵送します。発送までの目安は休日・祝日を除く1週間程度です。

「認定年月日」欄には基本チェックリスト実施日が入ります。サービスはチェックリスト実施日から利用できます。要支援認定を受けている方が、認定の更新申請をせず、事業対象者に移行する場合は、事業対象者としてのサービス利用開始日（要支援認定有効期間満了日の翌日）が入ります。

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書が提出された時は「居宅介護支援事業者等々」欄に担当地域包括支援センター名が記載されます。